重要事項等説明書(契約概要・ 主要事項等説明書(注意喚起情報)



この重要事項等説明書は、「契約概要」「注意喚起情報」の2つで構成されています。傷害保険をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので内容を十分にご確認ください。この重要事項等説明書の主な用語のご説明は、「契約概要」の<用語のご説明>に記載しています。なお、ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

*取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収 証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約に つきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

契約概要

契約概要の ご説明 ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

11商品の仕組み

- ■本書面の対象になる商品は、「行事参加者の傷害危険補償特約」または、「施設入場者の傷害危険補償特約」をセットした傷害保険です(以下「レクリエーション傷害保険」または「施設入場者傷害保険」とします。)。これらの保険は、行事に参加される方または施設に入場される方を被保険者(保険の対象となる方)として、それらの方が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(**)をされたときに保険金をお支払いします。
 - (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます (細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます (細菌性食 中毒およびウイルス性食中毒補償特約自動セット)。)。

「急激かつ偶然な外来の事故」 についてご説明します。



「急激」 とは 突発的に発生することであり、ケガの原因としての 事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となっ た事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で 時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」

「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」 とは ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用による ことをいいます。

- *靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ 偶然な外来の事故」に該当しません。
- ■保険種類ごとの、被保険者の範囲および補償の対象となる事故は次のとおりです。

保険種類	被保険者の範囲	補償の対象となる事故
レクリエー ション傷害 保険	日本国内におけ る行事 ^(*1) (レク リエーション) の参加者全員	行事に参加するため所定の場所に集合された時から所定の場所にて解散されるまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間に生じた急激かつ偶然な外来の事故
施設入場者 傷害保険	日本国内にある 施設 ^(*2) の入場 者全員	施設内において生じた急激か つ偶然な外来の事故

(※1)「日本国内における行事」に関するご注意

- ●ご契約の際に、対象となる行事を特定していただきます。
- ●行事開始までに名簿などにより参加者を把握されており客観的に確認ができること、および20名以上の参加者が見込まれていることがご契約の条件となります。

(※2)「日本国内にある施設」に関するご注意

- ●ご契約の際に、対象となる施設を特定していただきます。また、 次の3つの条件を満たしていることが必要です。
 - ①施設の内外について明確な区分があること。
 - ②出入口が特定され、他からの入場ができない施設であること。
 - ③施設の出入口において入場者数の把握が可能であること。
- ●入場者数を客観的に確認できる方法(例えば入場者にチケットを手渡すなど)があること、および20名以上の入場者が見込まれていることがご契約の条件となります。
 - *宿泊を前提とした行事への参加および施設への入場につきましては、ご契約いただけません(宿泊を前提とする場所であっても、宿泊を予定していなければご契約いただくことができます。)。

2基本補償の内容

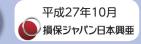
(1) 保険金をお支払いする場合

お支払いする保険金は次のとおりです。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。また、補償項目は複数の組み合わせでご契約いただくことが可能です。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、 事故の発生の日からその日を含めて180日以内 に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の 全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障 害保険金をお支払いしている場合は、その金額 を差し引いてお支払いします。	
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、 事故の発生の日からその日を含めて180日以内 に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死 亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払 いします。ただし、お支払いする後遺障害保険 金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保 険金額を限度とします。	
入院保険金 (入院1日目 から補償)	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、 入院された場合、事故の発生の日からその日を 含めて180日以内の入院日数に対し、1日につ き入院保険金日額をお支払いします。	

(契約概要) 1

重要事項等説明書(契約概要・ 注意喚起情報)



保険金の種類	保険金をお支払いする場合	
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を、手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、入院中に受けた手術の場合の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(**1)	
通院保険金 (通院1日目 から補償)	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

(※1)以下の手術は対象となりません。

創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の 非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、 抜歯手術

(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス 等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処 置を施すものにかぎります。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガに対しては、保険金をお支払いしません。詳細につきましては、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ■自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故

日セットできる主な特約とその概要

セットできる主な特約は次のとおりです。詳細につきましては、 普通保険約款および特約をご確認ください。

特約	概要
往復途上傷	補償の対象となる行事の集合・解散場所または
害危険補償	施設と被保険者の自宅との通常の往復途上に受
特約 ^(*)	けたケガを補償します。

- (※)往復途上傷害危険補償特約をセットするには、次の条件を満たしていることが必要です。
 - ①被保険者が行事に参加または施設に入場される目的をもってご自宅を出発される前に、被保険者がご契約者の備える 名簿などにより確定していること。
 - ②日程、集合・解散場所または施設が活動計画表または活動 状況に関する実行状況日誌などの客観的資料により確定し ていること。

【レクリエーション傷害保険固有の特約】

特約	概要
行事の順延 に関する特 約	悪天候等によって行事が順延となった場合に、 ご契約当初の開催日から1か月以内(1か月後 の応当日まで)であれば、保険期間を順延日に 自動的に変更します。

- *この特約は、レクリエーション傷害保険の場合に自動でセット されます。
- *次のいずれかに該当する場合は自動変更の対象とはならず、別 途契約手続き等が必要となりますので、取扱代理店または損保 ジャパン日本興亜までご連絡ください。
 - ①ご契約当初の開催日の1か月後の応当日の翌日以降に順延される場合
 - ②ご契約当初の開催日に行事の一部が開催された場合
 - ③ご契約当初の開催日数を超えて開催される場合(ご契約当初の開催日数までの順延については自動変更の対象となります。)

4保険期間(保険のご契約期間)

行事開催日または施設の使用日に合わせて1日単位で設定していただきます(補償は、午前0時に始まり、末日の午後12時に終了します。)。

※実際のご契約における保険期間につきましては契約申込書を ご確認ください。

- ■各保険金額ともお引受けの限度額があります。
- ■告知の内容や事故の発生等により、ご契約のお引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

2. 保険料

保険料はご契約金額、保険期間、行事内容または施設の種類などにより決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書でご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

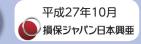
保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただきます。

4. 満期返れい金・契約者配当金

これらの保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(契約概要) 2

重要事項等説明書(契約概要・) 注意喚起情報)



5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本 興亜までご連絡ください。解約に際しては、行事の実施状況や施 設の開場状況等により取扱いが異なります。

詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜ま でお問い合わせください。

<用語のご説明>

この重要事項等説明書において、主な用語の定義は以下のとお りです。

用語	用語の定義	
医学的他 覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検 査等により認められる異常所見をいいます。	
保険金額・ 保険金日額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。 その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。	
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)	
保険金	被保険者が所定のお支払い事由に該当された場 合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。	

用語	用語の定義	
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、 被保険者以外の医師による治療をいいます。	
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、 治療を受けることをいいます。ただし、治療を 伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等 のためのものは含みません。	
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・ 主張を有する団体・個人またはこれと連帯する ものがその主義・主張に関して行う暴力的行為 をいいます。	
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療 所に入り、常に医師の管理下において治療に専 念することをいいます。	

保険会社等の 相談•苦情•連絡窓口

◆ おかけ間違いにご注意ください。

▶損保ジャパン日本興亜への相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理 店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合 がございます。

窓口:カスタマーセンター

0120-888-089

<受付時間>平日:午前9時~午後8時 土日祝日:午前9 時~午後5時(12月31日~1月3日は休業) <公式ウェブサイトアドレス> http://www.sjnk.co.jp/

▶保険会社との間で問題を解決できない場合

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指 定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保 険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン 日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽ ADR センター」

0570-022808 <通話料有料> IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

3

<受付時間>平日:午前9時15分~午後5時 (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページを ご覧ください。

(http://www.sonpo.or.jp/)

▶事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店 までご連絡ください。

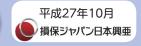
窓口:事故サポートセンター

0120-727-110

<受付時間> 24時間365日

(契約概要)

重要事項等説明書(契約概要・



注意喚起情報

注意喚起情報のご説明

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。

ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細につきましては、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

1. クーリングオフ(契約申込みの撤回等について)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除 (クーリングオフ) を行うことはできません。

2. 告知義務・通知義務等

□契約締結時における注意事項(告知義務等)

(1) 申込書のご記入にあたっての注意点

申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項(*1)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

- (※1)危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項 とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を 求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を 含みます。
- **<告知事項>** この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の人数
- ★他の保険契約等(**2)の加入状況
 - (※2)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害 保険、交通事故傷害保険等、この保険契約の全部ま たは一部に対して支払責任が同じである他の保険契 約または共済契約をいいます。
 - ■□頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - ■告知事項について、事実を記入されなかった場合または 事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除す ることや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ■「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保 険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険 金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」 と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、 保険金をお支払いします。

(2) 死亡保険金受取人について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

2型約締結後における留意事項 (通知義務等)

(1)被保険者の人数が変更となる場合

- ■被保険者の人数が増加または減少となる場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
- ■ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料の支払いがなかった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。

(2) 住所または通知先を変更された場合

保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

(3) 前記以外のご契約内容の変更を希望される場合

行事が変更となる場合等、ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興 亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保 険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を 返還または請求します。

(4) 重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、 ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にか ぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者 から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取 扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。解 除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代 理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

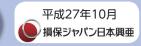
3. 責任開始期(保険の補償が開始される時期)

保険責任は、保険期間(行事開催日または施設の使用日)の午前 0時に始まります。保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。保険料は、ご 契約と同時に全額をお支払いください。

保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜が保険料を領収する前、行事に参加している間または施設内以外で発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

(注意喚起情報)

重要事項等説明書(契約概要・



4. 保険金の請求について

- (1) 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、普通保険約款および特約に記載されている書類ならびに次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書およ び保険金請求権者 が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍 謄本、委任状、代理請求申請書、 住民票 など
2	事故日時・事故原 因および事故状況 等が確認できる書 類	傷害状況報告書、就業不能状況報 告書、事故証明書 など
3	ケガの程度等が確 認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、 診断書、診療報酬明細書、入院通 院申告書、治療費領収書、診察券 (写)、運転免許証(写)、レント ゲン(写)、所得を証明する書類、 休業損害証明書、源泉徴収票、災 害補償規定、補償金受領書 など
4	公の機関や関係先 等への調査のため に必要な書類	同意書 など
(5)	損保ジャパン日本 興亜が支払うべき 保険金の額を算出 するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (注1)事故の内容またはケガの程度等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、 ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満た す方が、代理人として保険金を請求できることがあり ます。
- (3) 前記(2)の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- (4) ケガをされた場合は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- (5) 前記のほか、次の書類をご提出いただく必要があります。

レクリエー ション傷害 保険

- ・行事の主催者が発行する、行事に参加して いる間に生じた事故であることを証明する事 故証明書
- ・順延した日の事故の場合は、行事の主催者 が発行する行事が順延して開催されたことを 証明する証明書

施設入場者 傷害保険

施設の管理責任者が発行する、施設内において 生じた事故であることを証明する事故証明書

5. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガに対しては、保険金をお支払いしません。詳細につきましては、普通保険約款および特約の「保 険金を支払わない場合」をご確認ください。

■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ■自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など

6. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本 興亜までご連絡ください。解約に際しては、行事の実施状況や施 設の開場状況等により取扱いが異なります。

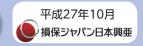
詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

7. 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保 険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険 証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引 受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個 に保険契約上の責任を負います。

(注意喚起情報)

重要事項等説明書(契約概要・ 注意喚起情報)



8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

9. 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①損保ジャパン日本興亜が、上記業務のために、業務委託先(保 険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・ 支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者か ら提供を受けることがあること。
- ②損保ジャパン日本興亜が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

- ③損保ジャパン日本興亜が、再保険契約の締結や再保険金等の受 領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等か ら他の再保険会社等への提供を含みます。)があること。
- ④損保ジャパン日本興亜が、グループ企業や提携先企業に提供を 行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うこと があること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

損保ジャパン日本興亜の個人情報保護宣言、グループ企業や提携 先企業、等については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (http://www.sjnk.co.jp/) をご覧ください。

保険会社等の 相談・苦情・連絡窓口

◆ おかけ間違いにご注意ください。

▶損保ジャパン日本興亜への相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

窓口:カスタマーセンター

0120-888-089

<受付時間>平日:午前9時〜午後8時 土日祝日:午前9 時〜午後5時 (12月31日〜1月3日は休業) <公式ウェブサイトアドレス> http://www.sjnk.co.jp/

▶保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽ ADR センター」

20570-022808 < 通話料有料 >

IP 電話からは > 03-4332-5241 をご利用ください。

6

<受付時間>平日:午前9時15分~午後5時 (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページを ご覧ください。

(http://www.sonpo.or.jp/)

▶事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

窓口:事故サポートセンター

0120-727-110

<受付時間> 24時間365日

(注意喚起情報) SJNK14-81176 2015.3.30